

49.「幼保連携型認定こども園」について

2013年 5 月 1 日 社会福祉法人 江刺保育園

平成 27 年度 4 月を目標に新しい「幼保連携型認定こども園」という制度が実施されます。この施設は幼稚園と保育園が一体化された施設で、今まであった「認定こども園」のような同じ建物の中に幼稚園部分と保育園部分がわかれてあるのではなく、幼稚園と保育園の区別なく内容も一体で子ども達の保育や教育対応を行うことができる施設なのです。

国はこの「幼保連携型認定こども園」に既存の幼稚園や保育園に移行するように進めています。この移行は義務ではなくそれぞれの施設の判断によって決めることができます。既存の保育園と新しい制度の「幼保連携型認定こども園」の大きな違いは利用契約が市町村等の行政との契約から、利用される方々と利用施設との直接契約となります。ですから「幼保連携型認定こども園」を利用する方の保育料は市町村に支払うのではなく、契約した利用施設に支払います。保育園の利用に関して今までは行政の福祉課が様々な相談業務を行ってきましたが、直接契約ですので、原則、利用者が独自に利用施設を探し、利用について具体的な交渉をしなければならない制度となるのです。しかし、これでは大きな混乱を招くこととなりますので、保育利用について相談できる制度を設けるか、今までと同じように行政に利用相談の窓口を設けるのか現在検討されています。また新制度では3歳を区切りとして3歳以上児は学校教育をおこない、3歳未満児は養護(保育)を行うと規定しています。保育園では教育を行っていなかったように思われますが、これはあくまで法律上の規定として受け取って頂きたいと思います。保育園は養護と教育を表裏一体として対応し、子ども達の成長に十分に貢献してきています。

新制度では保育認定が行われます。保護者の就労状況によって1号認定、2号認定、3号認定となる見込みです。その2号認定、3号認定の中では長時間保育と短時間保育と区別されますが、この長時間、短時間の区別は長時間保育を保育標準時間とし11時間、保育短時間は8時間になる見込みです。この認定は既存の施設、新制度の施設、すべての施設に適用されます。1号認定とは3歳以上の子どもで保育を必要としない児童です。今の幼稚園を利用している子どもたちです。2号認定は3歳以上児で保育を必要としている児童です。今の保育園を利用している3歳以上の子ども達を指しています。3号認定は3歳未満児で保育を必要とする子ども達です。この認定と保護者の就労時間による規定された長時間、短時間保育、各保護者の収入状況等によって個々の利用児童の保育料が決定されるという仕組みです。今までは所得税が保育料の算定の基礎になっていましたが、新制度は住民税によって算定されます。保育園を利用する場合、今までは子育て中の保護者の生活状況が「保育に欠ける」ということが条件になっていましたが、今回の制度では「保育に欠ける」状況ではなく、「保育の必要性」に重点が置かれ、前制度より柔軟に施設選択、施設利用ができる制度になっています。より保育園を利用しやすくなります。

この制度は平成27年度4月から施行することになっていますが、具体的なことがいまだに決められていません。今わかることだけをお伝えしましたが、皆様には良く理解できない部分が多くあると思います。私たち保育関係者は「幼保連携型認定こども園」という新しい制度の施設に移行すべきかどうか、今までの「保育園」として残るべきか結論が出せない状況です。少子化によって確実に子ども達は減少しています。既存の保育園として運営した場合、2号認定と3号認定の子どもを受け入れることができますが、1号認定の子どもを受け入れることはできません。新しい制度の「幼保連携型認定こども園」は定員の制約はありますが希望する子どもはだれでも利用できる施設となるのです。この部分が移行すべきなのか、このままで存続すべきなのかの決断を難しくしています。子ども達にとって本当に良い制度にしなければならないのです。

奥州市でも「子ども・子育て会議」が組織されます。その中で奥州市としての具体的な取り組みが検討議論されます。保育園、幼稚園の利用を希望されている方々は、どのようになるのか注意しておいて下さい。